

○自治省告示第七十七号  
 介護保険法施行令第三十七条第一項第三十四号に掲げる規定として自治大臣が定めるものを定める省令(平成十二年自治省令第二十七号)第五号の規定に基づき、自治大臣が定める規定を次のように定める。  
 平成十二年三月三十一日  
 自治大臣 保利 耕輔  
 危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示(昭和四十九年自治省告示第九十九号)の規定

附則  
 1 この告示は、平成十二年四月一日から施行する。  
 2 平成八年自治省告示第七十六号(老人保健法施行令別表第二第三十二号に掲げる規定として自治大臣が定めるものを定める省令第五号の規定に基づく自治大臣が定める規定を定める件)は、廃止する。  
 ○自治省告示第七十八号  
 地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第百五十二号)附則第十四条の四第一項の規定により自治大臣が定める基準を次のように定め、平成十二年四月一日から施行し、地方公務員等共済組合法附則第十四条の四第一項の規定により自治大臣が定める基準を定める件(平成十二年自治省告示第六十一号)は、平成十二年三月三十一日限り、廃止する。  
 平成十二年三月三十一日  
 自治大臣 保利 耕輔

千分の五十五  
 ○自治省告示第七十九号  
 地方公務員等共済組合法施行令(昭和三十七年政令第三百五十二号)第二十九条第三項の規定に  
 ○自治省告示第八十二号  
 公職選挙法施行令第百一条の五第二項第一号及び第二号に規定する自治大臣が定める金額を定める件(平成八年自治省告示第二百二十二号)の全部を次のように改正する。  
 平成十二年三月三十一日  
 自治大臣 保利 耕輔

公職選挙法施行令第百一条の五第二項第一号及び第二号に規定する自治大臣が定める金額  
 公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第百一条の五第二項第一号及び第二号に規定する自治大臣が政見の放送のための録音又は録画一種類の単価として定める金額及び自治大臣が政見の放送のために必要な複製に要する金額として定める金額は、次の表の上欄に掲げる種類の区分に別じ、同表の下欄に掲げる金額とする。

種	別	金額
自治大臣が政見の放送のための録音又は録画一種類の単価として定める金額	録音の場合	二二六〇〇〇
	録画の場合	二二八三三〇〇〇
自治大臣が政見の放送のために必要な複製に要する金額として定める金額	録音の場合	一〇〇〇〇
	録画の場合	三〇四〇〇〇

より地方公共団体が負担すべき金額に関する件(平成七年自治省告示第六十八号)の一部を次のように改正する。  
 平成十二年三月三十一日  
 自治大臣 保利 耕輔  
 「平成十一年度」を「平成十二年度」に、「千分の〇・二三」を千分の〇・二二に、「千分の〇・一〇」を「千分の〇・一一」に改める。  
 ○自治省告示第八十号  
 地方公務員等共済組合法施行令(昭和三十七年政令第三百五十二号)附則第三十条の二の四第二項の規定により自治大臣が定める率を次のように定め、平成十二年四月一日から施行し、地方公務員等共済組合法施行令附則第三十条の二の四第二項の規定により自治大臣が定める率を定める件(平成十一年自治省告示第七十一号)は、平成十二年三月三十一日限り、廃止する。ただし、同項の規定に基づき平成十二年三月三十一日以前に払い込まなければならぬ金額の算定に用いる自治大臣の定める率は、なお従前の例による。  
 平成十二年三月三十一日  
 自治大臣 保利 耕輔

千分の一・六  
 ○自治省告示第八十一号  
 地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律(平成十一年法律第八十七号)及び予算決算及び会計令等の一部を改正する政令(平成十二年政令第三十二号)の施行に伴い、予算科目に係る補助金のうち補助事業者が市町村であるものの交付に関する事務を都道府県知事に委任した件(昭和四十八年自治省告示第七十九号)は、廃止する。  
 平成十二年三月三十一日  
 自治大臣 保利 耕輔

○自治省告示第八十三号  
 公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(昭和四十六年法律第七十号)第三条第三項の規定に基づき、同条第一項に規定する国の負担又は補助の特別を適用する公害防止対策事業として、次の事業を指定する。  
 平成十二年三月三十一日  
 自治大臣 保利 耕輔

消防庁長官 鈴木 正明  
 救急業務に関する講習の課程を終了した者と同等以上の学識経験を有する者を定める件(昭和五十七年消防庁告示第一号)の規定  
 附則  
 1 この告示は、平成十二年四月一日から施行する。  
 2 老人保健法施行令別表第二第三十二号に掲げる規定として自治大臣が定めるものを定める省令第五号の規定に基づく消防庁長官が定める規定を定める件(平成八年消防庁告示第七号)は、廃止する。

### 官庁報告

#### 官庁事項

内閣は、財政法第46条第2項の規定に基づき、平成十一年度第3・四半期における国庫の状況を次のとおり報告する。

国庫の状況	平成十一年度第3・四半期	調査
財政資金村民間収支	日次	
国庫対日銀収支		
政府預金		

1 財政資金村民間収支  
 2 国庫対日銀収支  
 3 政府預金

事業主体	事業期間	自治大臣 保利 耕輔	
別表1	平成十一年度		
別表2	平成十一年度から平成十二年度まで		
別表3	平成十一年度第3・四半期国庫の状況(*1)		
別表4	平成十一年度第3・四半期の財政資金村民間収支(*2)は、前年同期の1兆5,896億円の支払超過(*3)から、1兆9,141億円の受取超過(*4)となった。		
別表5	以下、主な項目についてみると次のとおりである。		
別表6	1 一般会計(別表1参照)		
別表7	(単位:億円)		
別表8	区分	11年度第3・四半期	前年同期
別表9	(収入)	119,886	125,129
別表10	租税	2,780	3,923
別表11	税	122,666	129,052
別表12	(支出)	11,065	11,471
別表13	防衛関係費	9,097	10,713
別表14	公共事業費	62,330	47,474
別表15	文教	7,846	7,790
別表16	義務教育費	25,480	20,800
別表17	社会福祉費	24,115	24,320
別表18	その他	139,934	122,568
別表19	計	17,268	6,484
別表20	(差引)		

別表1 財政資金村民間収支  
 別表2 資金運用部収支実績表  
 別表3 食糧管理特別会計収支実績表  
 別表4 外国為替資金収支実績表  
 別表5 財政資金収支分析表  
 別表6 国庫対日銀収支実績表  
 別表7 政府預金増減及び現在高表  
 平成十一年度第3・四半期国庫の状況(\*1)  
 平成十一年度第3・四半期の財政資金村民間収支(\*2)は、前年同期の1兆5,896億円の支払超過(\*3)から、1兆9,141億円の受取超過(\*4)となった。  
 以下、主な項目についてみると次のとおりである。  
 1 一般会計(別表1参照)  
 (単位:億円)  
 区分 11年度第3・四半期 前年同期  
 (収入) 119,886 125,129  
 租税 2,780 3,923  
 税 122,666 129,052  
 (支出) 11,065 11,471  
 防衛関係費 9,097 10,713  
 公共事業費 62,330 47,474  
 文教 7,846 7,790  
 義務教育費 25,480 20,800  
 社会福祉費 24,115 24,320  
 その他 139,934 122,568  
 計 17,268 6,484  
 (差引)